

「愛媛県市町村合併推進本部」・「市町村合併推進地方本部」の概要

1 目的

市町村合併の推進について、県としての姿勢を明確にするとともに、合併推進に資する県事業の展開が図られるよう連絡調整を行うため、知事を本部長とする「愛媛県市町村合併推進本部」を設置するとともに、各地方局に、地方局長を本部長とする「市町村合併推進地方本部」を設置している。

2 愛媛県市町村合併推進本部

- (1) 設置根拠 訓令
- (2) 設置期日 平成 13 年 4 月 1 日
- (3) 本部長 知事
- (4) 副本部長 副知事 (2 名)
- (5) 本部長 出納長 公営企業管理者 教育長 各部長
公営企業管理局長 各地方局長 (計 16 名)
- (6) 幹事 新行政推進局長 財政課長 市町振興課長 合併推進室長
各部局幹事課長 各地方局総務調整課長 (計 18 名)
- (7) 任務 市町村合併に関する各市町村の状況の把握に関すること
市町村合併の推進に資する事業の連絡調整に関すること
その他市町村合併の推進に関すること
- (8) 事務局 総務部新行政推進局市町振興課合併推進室

3 市町村合併推進地方本部

- (1) 設置根拠 訓令 (組織の運営に関しては各地方局で決定)
- (2) 設置期日 平成 13 年 4 月 1 日
- (3) 本部長 地方局長
- (4) 副本部長 総務県民部長
- (5) 本部長 地方局各部長
その他地方局長が必要と認める関係課長・関係機関の長
- (6) 任務 市町村合併に関する管内各市町村の状況の把握に関すること
管内における市町村合併の推進に資する事業の連絡調整に関すること
その他管内の市町村合併の推進に関すること。
- (7) 事務局 各地方局総務県民部総務調整課

愛媛県市町村合併推進本部規程

平成13年4月1日訓令第10号

平成14年4月1日改正

平成15年4月1日改正

平成16年4月1日改正

平成17年4月1日改正

平成18年4月1日改正

(設置)

第1条 市町村合併の円滑な推進を図るため、愛媛県市町村合併推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(任務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 市町村合併に関する各市町村の状況の把握に関すること。
- (2) 市町村合併の推進に資する事業の連絡調整に関すること。
- (3) その他市町村合併の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事とする。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統轄し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要の都度招集し、これを主宰する。

(幹事)

第6条 推進本部に幹事を置く。

- 2 幹事は、幹事会を組織し、推進本部の事務に従事する。
- 3 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、総務部長の職にある本部員が招集し、これを主宰する。

(地方本部)

第7条 推進本部の任務を効率的に処理するため、その統轄の下に、地方局に市町村合併推進地方本部（以下「地方本部」という。）を置く。

- 2 地方本部は、地方本部長、副地方本部長及び地方本部員をもって組織する。
- 3 地方本部長は地方局長の職にある者を、副地方本部長は地方局総務県民部長の職にある者をもって充てる。
- 4 地方本部員は、地方局、その出先機関及び地方局に属する機関の職員のうちから、地方本部長が指名する。
- 5 地方本部長は、地方本部の事務を統轄し、副地方本部長は、地方本部長を補佐する。
- 6 地方本部の運営に関し必要な事項は、地方本部長が定める。

(事務局)

第8条 推進本部の事務を処理するため、総務部新行政推進局市町振興課に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、総務部新行政推進局市町振興課長の職にある者をもって充てる。

(雑則)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

- | | |
|----|----------|
| 1 | 出納長 |
| 2 | 公営企業管理者 |
| 3 | 教育長 |
| 4 | 総務部長 |
| 5 | 企画情報部長 |
| 6 | 県民環境部長 |
| 7 | 保健福祉部長 |
| 8 | 経済労働部長 |
| 9 | 農林水産部長 |
| 10 | 土木部長 |
| 11 | 公営企業管理局長 |
| 12 | 西条地方局長 |
| 13 | 今治地方局長 |
| 14 | 松山地方局長 |
| 15 | 八幡浜地方局長 |
| 16 | 宇和島地方局長 |

別表 2 (第 6 条関係)

- | | |
|----|-------------------|
| 1 | 総務部新行政推進局長 |
| 2 | 総務部管理局総務管理課長 |
| 3 | 総務部管理局財政課長 |
| 4 | 総務部新行政推進局市町振興課長 |
| 5 | 企画情報部管理局企画調整課長 |
| 6 | 県民環境部管理局県民生活課長 |
| 7 | 保健福祉部管理局保健福祉課長 |
| 8 | 経済労働部管理局産業政策課長 |
| 9 | 農林水産部管理局農政課長 |
| 10 | 土木部管理局土木管理課長 |
| 11 | 公営企業管理局総務課長 |
| 12 | 教育委員会事務局教育総務課長 |
| 13 | 西条地方局総務県民部総務調整課長 |
| 14 | 今治地方局総務県民部総務調整課長 |
| 15 | 松山地方局総務県民部総務調整課長 |
| 16 | 八幡浜地方局総務県民部総務調整課長 |
| 17 | 宇和島地方局総務県民部総務調整課長 |